

IT時代の弁護士会

監事 加納 小百合 (47期)



「監事って何をされるんですか?」とよくご質問を受けます。一言でいえば、当会の財務監査をするのですが、具体的には、週2回の理事会、常議員会、総会、財務関係の委員会やPTへ出席しながら、基礎調査及び月次監査を行い、次年度の定時総会に提出する監事意見書を準備する、という日々です。特に今年度は、当会の財政健全化が焦点となっており、責任とやり甲斐を感じております。

さて、財政健全化でよく話に上るのが「弁護士増員で、会費収入も増加しているはずなのに、なぜ財政が悪くなるのか?」という点です。弁護士の活動分野の拡大による財政規模の増大、との面もありますが、OA関係費用もなかなかのくせ者です。巨額を投じてシステムを組んでも、その後も保守費用がかかるうえ、会の組織改編や制度変更も多く、その度システム改修・追加が必要となり、費用が増加

します。昨年度の監事意見書によればOA関連費用は単年で2億1733万円。これはIT化社会の到来以前にはなかった費用です(かといって事務合理化により人件費が下がっている訳ではありません)。今は、紙ベースの事務処理と、OAシステム上の処理が混在し、多くが二重に存在する状況です(ペーパーレス化の試みもまだ途上です)。

とはいえ、裁判でもIT化が開始され、弁護士会にも市民へのサポートが求められている今、弁護士会がIT化を放棄することは考えられません。

IT時代の弁護士会が、何を残し、何をカットし、何を発展させていくのか。弁護士に課せられた人権擁護と社会正義の実現と、財政問題をどう均衡させるか、難しい舵取りが必要とされる時代なのだ改めて実感する毎日です。

弁護士会の予算編成について

監事 吉田 修 (50期)



弁護士会は、弁護士自治を維持し、社会正義・人権救済等のために様々な活動を行っていますが、そのためには「お金」が必要です。このお金については、弁護士会は予算編成を行いますが、毎年11月ごろに各委員会等から予算要望書を頂き、12月ごろから2月ごろまで予算編成会議を行って、3月ごろに予算の原案を組み、年度が替わって、最終的には翌年の執行部が決算・予算を確定し、総会議案になります。予算成立後も、個々の支出の執行に当たっては、理事者・理事者会の承認手続きを経て厳しくチェックしています。

この予算編成の手続きについては、毎年の理事者の任期が4月から3月までの1年であるため、予算を組んだ当年度執行部としては最終的な予算承認は次年度執行部に任せなければならないこと、予算を引き継いだ次年度執行部と

しては、就任直後のまだ状況もわからない時期に、基本的には前年度の執行部が作成したものを引き継ぎ短期間で修正し総会決議を得る必要があること、予算執行においては予算編成の経緯がよくわからず、また、必ずしもその年度の方針と合わない予算の執行を検討しなければならないことなど、歯がゆい部分も多い感じだと思うことがあります。執行部の任期が1年なので仕様が無いのですが、その年度の執行部としてはその方針に従った予算を検討する十分な時間がなく、前年度の決めた予算執行の抑制が難しいし、予算で承認を得ていると考えている委員会等と対立することになってしまいます。このような形で抑制均衡が働く合理的なシステムとも言えますが、その調整役の執行部は大変だなど思ってしまうところです。